

兵庫労働局

令和6年5月15日（水）

■はじめに～労働局・厚生労働事務官とは～

地域における労働行政の総合的機関として、雇用の安定や誰もが健康で働きやすい職場の実現などを目指しており、「**労働分野の専門家**」として求められるサービスの提供に努めています。

労働局の果たすべき責任は重いものですが、その分やりがいがあり、関連する様々な業務を経験し、自らの専門性を磨くことができます。

- 兵庫労働局は、厚生労働省の地方機関です。
- 下部組織として

労働基準監督署と公共職業安定所（ハローワーク）

の働く方を直接支援する第一線機関を有しており、この二つの組織をうまく運営・機能させ、国民の期待に応えることが、労働局の使命です。



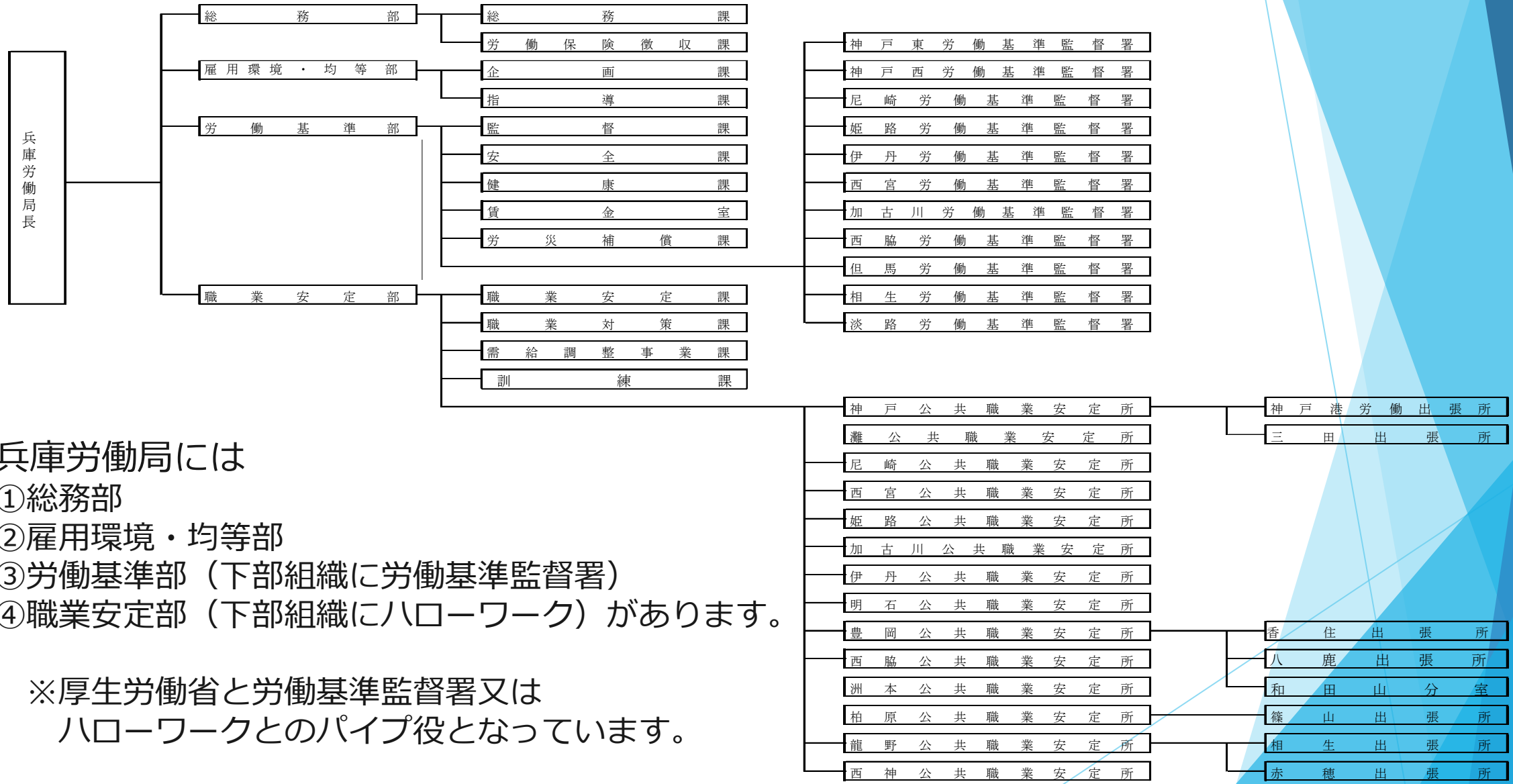
■ 兵庫労働局の役割は大きく4つあります。

①求職者に対する就職支援、企業への人材のあっせん（職業安定行政）、②労働時間や賃金等の労働条件の確保・改善（労働基準行政）、③働く上で必要な能力の向上（職業能力開発行政）、④働き方改革、女性の活躍推進（雇用均等行政）など、「働く」ということに関連する様々な行政分野を総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した労働行政を担っています。

地域の総合労働行政機関として、仕事を探している人、働く人、事業を行っている人などと広く接し、様々な相談への対応、課題の解決に取り組んでいます。



■兵庫労働局の組織について（概要）



兵庫労働局には

- ①総務部
- ②雇用環境・均等部
- ③労働基準部（下部組織に労働基準監督署）
- ④職業安定部（下部組織にハローワーク）があります。

※厚生労働省と労働基準監督署又はハローワークとのパイプ役となっています。

兵庫労働局、 労働基準監督署及び 公共職業安定所（ハローワーク） の所在地



兵庫労働局 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3
神戸クリスタルタワー14F~17F

URL <https://site.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

労働基準監督署

- ① 神戸東労働基準監督署 (078) 332-5353
〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3階
- ② 神戸西労働基準監督署 (078) 576-1831
〒652-0802 神戸市兵庫区水木通10-1-5
- ③ 尼崎労働基準監督署 (06) 6481-1541
〒660-0892 尼崎市東灘渡町4-18-36 尼崎地方合同庁舎1階
- ④ 姫路労働基準監督署 (079) 224-1481
〒670-0947 姫路市北条1-8-3
- ⑤ 伊丹労働基準監督署 (072) 772-6224
〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎
- ⑥ 西宮労働基準監督署 (0798) 26-3733
〒662-0942 西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎
- ⑦ 加古川労働基準監督署 (079) 422-5001
〒675-0017 加古川市野口町良野1737
- ⑧ 西脇労働基準監督署 (0795) 22-3366
〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎
- ⑨ 但馬労働基準監督署 (0796) 22-5145
〒668-0031 豊岡市大手町9-15
- ⑩ 相生労働基準監督署 (0791) 22-1020
〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎
- ⑪ 淡路労働基準監督署 (0799) 22-2591
〒656-0014 洲本市桑間280-2

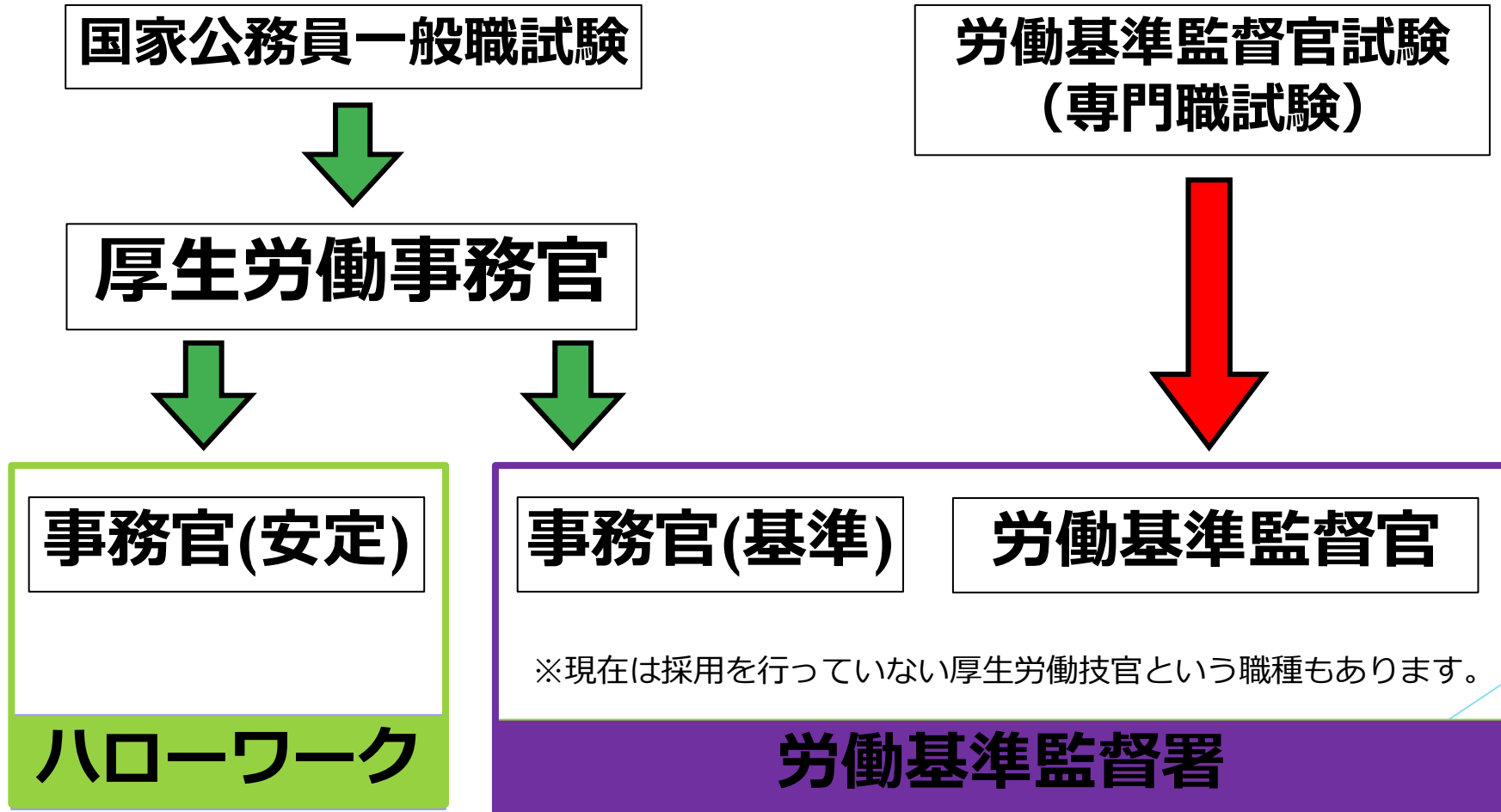
公共職業安定所(ハローワーク)

- ① 神戸公共職業安定所 (078) 362-8609
〒650-0025 神戸市中央区相生町1-3-1
- ② 神戸港労働出張所 (078) 351-1671
〒650-0042 神戸市中央区波止場町6-11
- ③ 三田出張所 (079) 563-8609
〒669-1531 三田市天神1-5-25
- ④ 灘公共職業安定所 (078) 861-8609
〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2
- ⑤ 西神公共職業安定所 (078) 991-1100
〒651-2273 神戸市西区梶台5-3-8
- ⑥ 尼崎公共職業安定所 (06) 7664-8609
〒660-0827 尼崎市西大物町12-41 アマゴツタ2階
- ⑦ 西宮公共職業安定所 (0798) 22-8600
〒662-0911 西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎
- ⑧ 伊丹公共職業安定所 (072) 772-8609
〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎
- ⑨ 明石公共職業安定所 (078) 912-2277
〒673-0891 明石市大明石町2-3-37
- ⑩ 加古川公共職業安定所 (079) 421-8609
〒675-0017 加古川市野口町良野1742
- ⑪ 西脇公共職業安定所 (0795) 22-3181
〒677-0015 西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎
- ⑫ 姫路公共職業安定所 (079) 222-8609
〒670-0947 姫路市北条字中道250
- ⑬ 龍野公共職業安定所 (0791) 62-0981
〒679-4167 たつの市龍野町富永1005-48
- ⑭ 相生出張所 (0791) 22-0920
〒678-0031 相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎
- ⑮ 赤穂出張所 (0791) 42-2376
〒678-0232 赤穂市中広字北907-8
- ⑯ 豊岡公共職業安定所 (0796) 23-3101
〒668-0024 豊岡市寿町8-4
- ⑰ 香住出張所 (0796) 36-0136
〒669-6544 美方郡香美町香住区香住844-1

- | | | |
|----------|----------------|----------------|
| 総務部 | 総務課 | (078) 367-9000 |
| | 労働保険徴収課 (徴収関係) | (078) 367-0780 |
| 雇用環境・均等部 | 労働保険徴収課 (適用関係) | (078) 367-0790 |
| | 企画課 | (078) 367-0700 |
| | 指導課 | (078) 367-0820 |
| | 監督課 | (078) 367-9151 |
| | 安全課 | (078) 367-9152 |
| | 健康課 | (078) 367-9153 |
| | 資金室 | (078) 367-9154 |
| | 労災補償課 | (078) 367-9155 |
| | (審査官室) | (078) 367-9156 |
| | (医療係) | (078) 367-9157 |
| 労働基準部 | 職業安定課 | (078) 367-0800 |
| | 職業対策課 | (078) 367-0810 |
| | 需給調整事業課 | (078) 367-0831 |
| | 訓練室 | (078) 367-0801 |



- 兵庫労働局では、
3つの職種 of 職員が働いています。



■ 厚生労働事務官の概要について

厚生労働事務官（安定）

- ・ 主としてハローワークで勤務
- ・ 職業相談・職業紹介業務
（職業訓練の受講あっせん等含む）
- ・ 雇用保険業務
- ・ 庶務業務

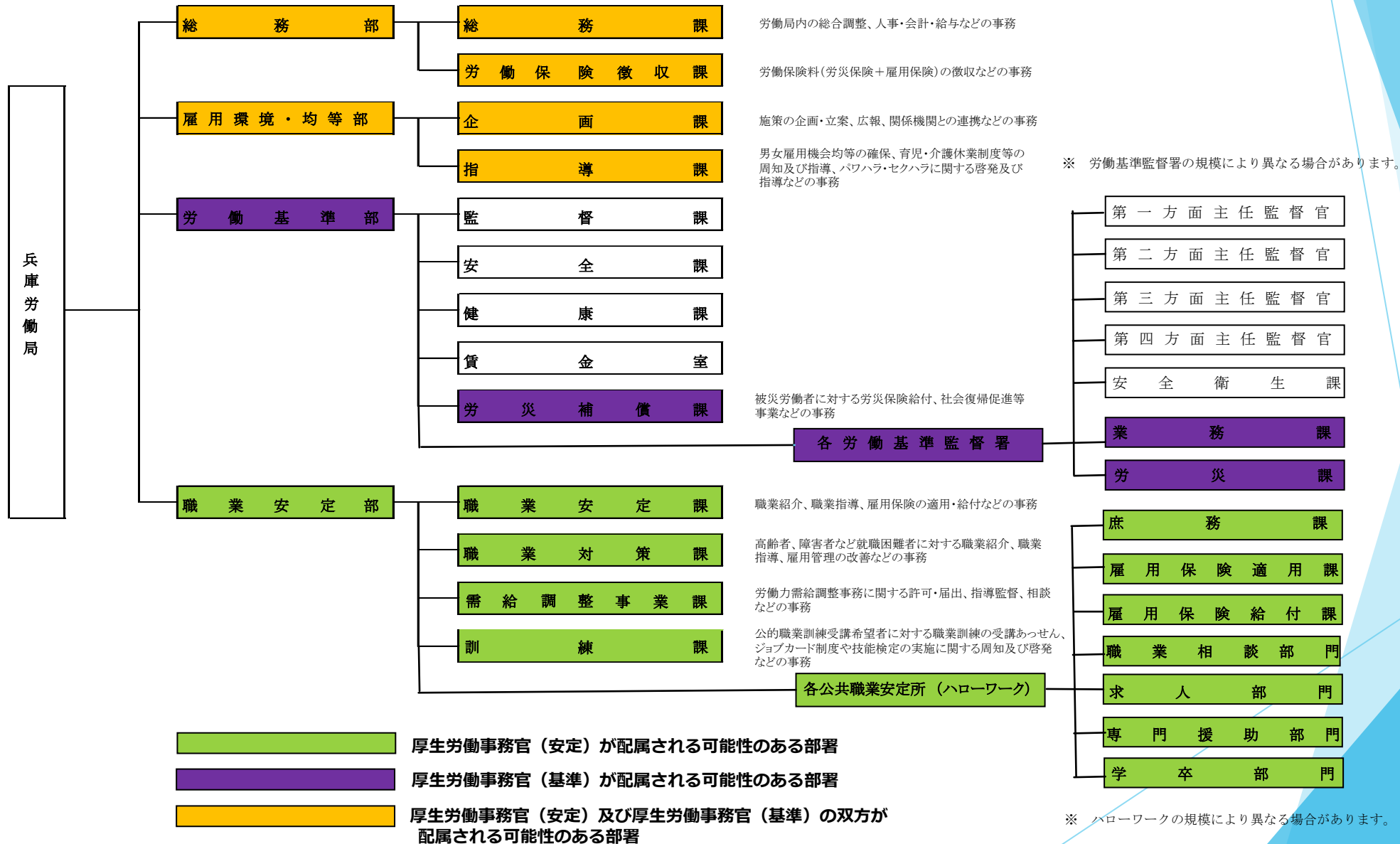
厚生労働事務官（基準）

- ・ 主として労働基準監督署で勤務
- ・ 労災保険業務
- ・ 庶務業務

どちらも行うことのある業務

- ・ 労働局における企画立案
- ・ 労働保険適用徴収業務
- ・ 会計、人事等の庶務業務
- ・ 雇用環境・均等業務

■ 厚生労働事務官の配置について



■厚生労働事務官（基準）の業務内容について

厚生労働事務官（基準）は、主として労働基準行政の第一線機関である労働基準監督署で勤務します。



(3) 主な業務の紹介

労働基準行政の業務

労災補償

労災保険では、工作中や通勤中のケガなど、労働災害に遭われた方やその遺族に対して、迅速かつ公正な保険給付を行っており、労働基準監督署及び労働局では保険給付などに関する相談をはじめ、給付請求書の受付審査、決定までの事務を担当しています。

また、社会復帰に向けた事業（義肢・義足の支給や遺児の就学費用の援助など）を実施するなど、被災労働者やその遺族の生活保障に欠かせないものとなっています。

近年においては、仕事のストレス（業務による心理的負荷）が原因で精神障害になった、あるいは自殺したとして労災請求されるケースが増えており、労災認定にあたっては、より専門性の高い知識や判断が求められています。

労災補償業務は、迅速で公正な保険給付を行うことで、労働者が健康で安心して働ける社会を支える、とてもやりがいのある仕事です。



レントゲン写真を確認し、負傷の部位および程度を評価します。

労働保険の加入手続き・徴収

労働保険とは、労災保険と、雇用保険の総称であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。農林水産の一部の事業を除き、労働者（パートタイマー、アルバイト含む）を一人でも雇用していれば労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働局は、労働保険適用関係申請書等の審査や労働保険料の審査、調査及び収納・徴収の業務を行っています。未手続の事業主に対する手続き指導、立入検査、滞納事業主に対する差押執行等、日々の業務が費用の公平負担、さらには労働保険制度の健全運営につながる、とてもやりがいのある仕事です。



事業主から提出された「労働保険料申告書」です。雇用している労働者の賃金総額に保険料率を乗じることで、保険料額を算出し、徴収します。

■厚生労働事務官（安定）の業務内容について

厚生労働事務官（安定）は、主として職業安定・人材開発行政の第一線機関であるハローワークで勤務します。



☆注意☆

現在、採用を行っている厚生労働事務官（安定）については、「共通採用事務官」や「事務官（共通）」と表現されている場合もありますが、すべて同一の意味です。

過去の採用経緯から「共通」というものが残っているだけであり、労働基準監督署とハローワークの業務を共通して行うという意味ではありません。

(3) 主な業務の紹介

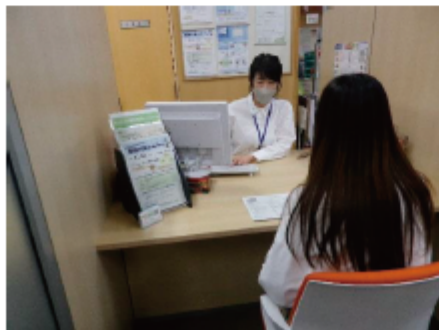
職業安定行政の業務

職業相談・職業紹介

仕事を探している方（求職者）に、職業相談を通じて職業情報やその他就職に関する情報を提供し、求職者とその適性、能力、経験、技能の程度などにふさわしい職を選択することができるよう窓口で助言、援助を行う業務です。

職業相談を行うにあたっては、求職者のニーズを的確に把握し、そのニーズに応じたサービスを提供することが重要です。窓口での求職者との相談の中で、希望する仕事内容や労働条件などのニーズを引き出し、仕事経験や能力などの適性を考慮した適切な求人を提案することが求められます。

この業務を通じて、職業相談・職業紹介に関する実践的知識・経験を深め、地域の雇用情勢を踏まえた就職面接会などさまざまな施策を企画立案し、職業に関するエキスパートとして活躍することが期待されています。



雇用保険の給付

雇用保険部門の主要な業務は、「企業に雇用された労働者を雇用保険の被保険者として加入手続きをする」、「失業された方に対して、失業給付の額を決定し支給する」の2つです。

この業務を行うためには、雇用保険法だけでなく、労働基準法などの「関係法令」や法解釈や具体的な取り扱いを示した「業務取扱要領」を参照する必要があります。例えば、雇用保険の適用対象になる「労働者」か否かの判断にあたって、労働基準法上の判断基準を参照したり、失業給付を支給するために雇用保険と厚生年金保険との調整を行ったりするなど、業務内容は公平・公正な対応が求められるものです。

ハローワークの窓口における利用者との面談や提出された書類を通じて、さまざまな法令などに精通し、中堅職員になる頃には「社会保険制度」のエキスパートとして活躍することが期待されています。

1. 氏名	2. 性別	3. 生年月日
山田 太郎	男	1980-01-15
4. 住所	5. 電話番号	6. 就業先
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	03-1234-5678	株式会社ABC
7. 雇用保険の被保険者となる日	8. 雇用保険の被保険者となる日	9. 雇用保険の被保険者となる日
2023-04-01	2023-04-01	2023-04-01
10. 雇用保険の被保険者となる日	11. 雇用保険の被保険者となる日	12. 雇用保険の被保険者となる日
2023-04-01	2023-04-01	2023-04-01
13. 雇用保険の被保険者となる日	14. 雇用保険の被保険者となる日	15. 雇用保険の被保険者となる日
2023-04-01	2023-04-01	2023-04-01
16. 雇用保険の被保険者となる日	17. 雇用保険の被保険者となる日	18. 雇用保険の被保険者となる日
2023-04-01	2023-04-01	2023-04-01
19. 雇用保険の被保険者となる日	20. 雇用保険の被保険者となる日	21. 雇用保険の被保険者となる日
2023-04-01	2023-04-01	2023-04-01
22. 雇用保険の被保険者となる日	23. 雇用保険の被保険者となる日	24. 雇用保険の被保険者となる日
2023-04-01	2023-04-01	2023-04-01
25. 雇用保険の被保険者となる日	26. 雇用保険の被保険者となる日	27. 雇用保険の被保険者となる日
2023-04-01	2023-04-01	2023-04-01
28. 雇用保険の被保険者となる日	29. 雇用保険の被保険者となる日	30. 雇用保険の被保険者となる日
2023-04-01	2023-04-01	2023-04-01

雇用保険受給者が使用する受給資格者証（例）です。「基本手当日額」等の個人情報が含まれているため、厳重な取り扱いが必要です。

(3) 主な業務の紹介

人材開発行政の業務


人材育成

人材育成業務を担う部署として、労働局に「訓練課」が設置されています。訓練課では、訓練課長をトップとして、地方人材育成対策担当官などの専門官が配置され、右記のような人材育成に関する多様な業務を行っています。

現在、誰もが何歳になっても学び直し、その能力を発揮し、いきいきと働くことのできるよう、働く人の未来への挑戦にしっかり寄り添う人づくりへの期待が高まっています。そのため、労働局の職員は、地域の「人づくり」のエキスパートとして最前線で活躍することが期待されています。



技能五輪全国大会

①ハロートレーニング (公的職業訓練) 関係	地域のニーズに則した訓練が実施されるよう、都道府県などの関係機関と連携し、ハロートレーニングの総合的な訓練計画を策定するなどの業務 
②ジョブ・カード (※) 関係	地域におけるジョブ・カードの普及促進などの業務 ※これまでのキャリアを振り返り、自身の経験や能力などの整理を通じて、自己理解を深めることにより、今後どのような職業人生を歩みたいのかを考えるためのツール(シート)
③技能検定関係	国家検定制度である技能検定の周知広報に関する業務
④地域若者サポート ステーション関係	若年無業者(ニート)等の就労支援を行う「地域若者サポートステーション事業」に関する業務
⑤技能実習制度関係	不適正な監理団体や実習実施者に対して立入検査等を実施するほか、外国人技能実習機構などの関係機関と連携し、法律などのルールに基づく適正な技能実習制度の運用を図る業務

(3) 主な業務の紹介

雇用環境・均等行政の業務

企業指導

雇用環境・均等部（室）では、誰もが働きやすい雇用環境を実現するため、「働き方改革の推進」や「安心して働くことができる職場環境整備」の役割を担っています。

企業指導業務の担当は、働き方改革や女性の活躍推進のため、次の業務に取り組んでいます。

- ・ パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの防止、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いなどに対処するための事業主への指導
- ・ 同一労働同一賃金への対応に向けた非正規雇用労働者の待遇改善、仕事と生活の両立などの相談対応
- ・ 「くるみん」、「えるぼし」など両立支援や女性の活躍を推進する企業の認定

企業指導業務の担当者は、幅広い法律の知識を駆使し、法律が守られるよう企業指導のエキスパートとして活躍することが期待されています。



広報・企画調整

広報・企画調整業務の担当は、次の業務を行っています。

○企画調整業務

- ・ 労働局が各地域で施策を総合的に展開するための企画、労働局内外の調整
- ・ 労働局の運営方針の取りまとめ

○広報業務

- ・ 労働局全体の施策の周知広報
- ・ 記者会見の主催、ホームページの管理
- ・ 労働法制セミナーの開催
- ・ 企業の両立支援の取り組み、時間外労働の改善の取り組み、最低賃金引き上げの取り組みを支援するための助成金の支給

広報・企画調整業務の担当者は、労働局全体の動きに関わる存在であり、また、説明会の開催や情報提供、周知広報などにより、地域の働き方改革を推進する存在として活躍することが期待されています。



■ 研修について

1年目は配属後に労働行政の基本的知識や接遇等に関する研修を行っています。

その後は全国の労働局で勤務する方と一緒に受講する係長・課長などの役職に応じた研修や、労災業務・職業相談業務などの業務内容に応じた研修が40種類以上用意されています。

また、兵庫労働局独自の研修としても、役職や配属部署に応じた研修（労災補償業務基礎研修や雇用保険関係業務研修、職業相談関係研修等）も行い、業務に必要な知識等を習得できます。

兵庫労働局では業務の知識等を身に付けることができる機会を多く設けているため、労働分野の専門家になるための研修制度は非常に充実しています。

<施設紹介>



【談話室】

お昼休み中テレビを見たり、研修の課題に取り組んだり、様々な用途で使用されています。



【居室】

宿泊施設が備えられており、一人一室割り当てられます。



【食堂】

日替わりメニューあり。
午後の研修に向け、エネルギーをチャージします。



■異動について

兵庫労働局に採用

兵庫労働局での勤務となり、原則2～3年ごとに兵庫労働局内の各部署や

労働基準監督署又はハローワークでの勤務となります。

※採用労働局以外での勤務を希望する場合は、一定の期間、採用ブロック内（関西ブロック）の他の労働局（滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山）で勤務することができる場合があります。

※上記は現時点での異動ルールとなりますので、今後変更となる可能性があります。

■採用実績について

試験年度	厚生労働事務官（安定）	厚生労働事務官（基準）
令和2年	26名 (うち、女性10名)	6名 (うち、女性3名)
令和3年	29名 (うち、女性14名)	7名 (うち、女性1名)
令和4年	28名 (うち、女性12名)	6名 (うち、女性5名)
令和5年	34名 (うち、女性11名)	10名 (うち、女性6名)

。

■よくあるご質問に対する回答

①労働行政に関する専門的な知識は必要ですか。

採用時に特別な知識は必要ありませんが、労働行政は国民生活に密着し、国民からの関心も高く、新聞などに話題が取り上げられることが多いため、労働行政を志望する皆さんにも幅広く関心を持ってほしいと思います。

②兵庫労働局が求める人物像

「困難に直面している人の手助けをしたい」という気持ちのある人物を求めます。法律等を重んじながらも、思いやりを持って相手と接することが大切です。

また、素直さや誠実さも大切になってくるのではないのでしょうか。一緒に働く仲間として、互いに協力しながら、成長していけたらと思います。

③WLB（ワークライフバランス）は充実しているか

兵庫労働局ではマンスリー休暇として月1回は年次有給休暇を取得するように取り組んでおり、毎月の取得予定を各職員が決めています。

また、育児休業等の取得を含めてWLBは非常に充実しています。

ご清聴ありがとうございました

